

消 防 危 第 36 号
平成 23 年 2 月 23 日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の公布について（通知）

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 13 号）、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成 23 年総務省令第 5 号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（平成 23 年総務省告示第 48 号）が、本日公布され、平成 23 年 4 月 1 日より施行されることとなりました。

今回の改正は、一定の要件を満たす特定屋外タンク貯蔵所に係る保安検査について、安全性の程度に応じてその時期を延長することを可能とすることを主な内容とするものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知中においては、法令名について次のとおり略称を用いたので御承知おき願います。

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）	……法
危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令（昭和 52 年政令第 10 号）	……昭和 52 年政令
危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（平成 6 年政令第 214 号）	……平成 6 年政令
危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成 15 年政令第 517 号）	……平成 15 年政令
危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 13 号）	……改正政令
改正政令による改正後の危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）	……政令
危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成 23 年総務省令第 5 号）	……改正省令
改正省令による改正後の危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）	……規則
危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（平成 23 年総務省告示第 48 号）	……改正告示

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）
……告示

おって、具体的な運用については、別途通知することとします。

記

第 1 特定屋外タンク貯蔵所に係る保安検査の時期に関する事項

- 1 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所及び特殊液体危険物タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所を除く。）が受けるべき保安検査の時期について、総務省令で定める特殊の方法を用いて総務省令で定めるところにより測定された直近において行われた法第 14 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定による保安に関する検査（以下「前回の保安検査」という。）の直近において行われた完成検査（法第 11 条第 1 項前段の規定による設置の許可に係るものに限る。以下「設置に係る完成検査」という。）又は法第 14 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項の規定による保安に関する検査から前回の保安検査までの間の液体危険物タンクの底部の板の厚さの 1 年当たりの腐食による減少量が総務省令で定める基準を満たす特定屋外タンク貯蔵所のうち、総務省令で定める保安のための措置が講じられているものにあつては、設置に係る完成検査を受けた日又は前回の保安検査を受けた日の翌日から起算して、総務省令で定めるところにより当該測定された液体危険物タンクの底部の板の厚さの 1 年当たりの腐食による減少量及び前回の保安検査における液体危険物タンクの底部の板の厚さに基づき市町村長等が定める 8 年以上 15 年以内の期間を経過する日前 1 年目に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間とされたこと（政令第 8 条の 4 第 2 項第 1 号ロ関係）。

なお、政令第 8 条の 4 第 2 項第 1 号イ及びロのいずれにも該当する屋外タンク貯蔵所にあつては当該イ又はロに定める期間のうちいずれか長い期間とすること。

- 2 上記 1 の総務省令で定める特殊の方法について、超音波探傷法、渦流探傷法又は漏えい磁束探傷法を用いた連続板厚測定装置により液体危険物タンクの底部の板の厚さ又は腐食量を 30 ミリメートル以下の間隔で全面にわたって測定すること（以下「連続板厚測定方法」という。）とされたこと（規則第 62 条の 2 の 4 第 1 項及び告示第 69 条の 5 関係）。

ただし、連続板厚測定方法を用いて液体危険物タンクの底部の板の厚さを測定できない箇所においては、別途当該箇所の板の厚さを測定しなければならないこととされたこと（規則第 62 条の 2 の 4 第 2 項関係）。

- 3 上記 1 の液体危険物タンクの底部の板の厚さの 1 年当たりの腐食による減少量は、底板及びアニュラ板について、前回の保安検査の直近において行われた法第 14 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定による保安に関する検査（以下「前々回の保安検査」という。）における板の厚さ（前々回の保安検査の前 6 月以内に連続板厚測定方法を用いて測定され、かつ、当該測定後底部の板の取替えが行われていない場合にあつては当該測定結果、連続板厚測定方法を用いて測定されていない場合又は前回の保安検査が法第 11 条第 5 項の規定による完成検査を受けた日後最初の保安検査である場合にあつては当

該板の使用を開始した時の板の厚さ) から前回の保安検査の前6月以内に連続板厚測定方法を用いて測定された板の厚さを減じて得た値を前々回の保安検査の日から前回の保安検査の日までの期間の年数で除して得たもののうち、それぞれ最大のものとする」とされたこと(規則第62条の2の5第1項関係)。

- 4 液体危険物タンクの内部にコーティングが講じられていない場合における上記1の液体危険物タンクの底部の板の厚さの1年当たりの腐食による減少量は、底板及びアニュラ板について、上記3で算出した値並びに液体危険物タンクの底部の板のうち内面の腐食が生じている箇所及び外面の腐食と内面の腐食がいずれも生じている箇所において当該箇所の前々回の保安検査における板の厚さから前回の保安検査における板の厚さを減じて得た値を前々回の保安検査の日から前回の保安検査の日までの期間の年数で除して得たもののうち、それぞれ最大のものとする」とされたこと(規則第62条の2の5第2項関係)。
- 5 上記1の総務省令で定める基準について、次のとおりとされたこと(規則第62条の2の6関係)。
 - (1) 上記3で算出される液体危険物タンクの底部の板の厚さの1年当たりの腐食による減少量が0.2ミリメートル以下であること。
 - (2) 液体危険物タンクの内部にコーティングが講じられていない場合にあつては、上記4で算出される液体危険物タンクの底部の板の厚さの1年当たりの腐食による減少量のうち内面の腐食を生じている箇所における減少量及び前々回の保安検査の当該減少量がいずれも0.1ミリメートル以下であること。
- 6 上記1の総務省令で定める保安のための措置について、特定屋外貯蔵タンクが次の(1)から(7)までの要件を全て満たすための措置とされたこと(規則第62条の2の2第2項関係)。
 - (1) 特定屋外貯蔵タンクの底部の外面の腐食の発生に影響を及ぼす基礎の変更及び底部の板の取替え等を行っていないこと。
 - (2) 特定屋外貯蔵タンクの内部の腐食を防止するための告示で定めるコーティング又はこれと同等以上の措置を講じていること。コーティングを講じていない特定屋外貯蔵タンクにあつては、屋根(浮き屋根を除く。)を有するものであつて腐食の発生に影響する水等の成分を適切に管理しており、かつ、告示で定める期間を通じて、当該タンクの内部へのコーティングの施工、貯蔵する危険物の変更等当該タンクの内部の腐食の発生に影響を及ぼす貯蔵条件の変更を行っていないこと。
 - (3) 危険物が加温貯蔵されていないこと。
 - (4) 特定屋外貯蔵タンクに構造上の影響を与えるおそれのある補修又は変形がないこと。
 - (5) 著しい不等沈下がなく、
 - (6) 地盤が十分な支持力を有するとともに沈下に対し十分な安全性を有していること。
 - (7) 特定屋外貯蔵タンクの維持管理体制が適切であること。
- 7 上記6(2)の告示で定めるコーティングについて、次のようにすることとされたこと(告示第69条の2関係)。
 - (1) ビニルエステル樹脂を用いたガラスフレークコーティングであつて、一定の品質を有するものとする。

- (2) コーティングは、特定屋外貯蔵タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物に対して耐久性を有するものとする。
 - (3) 危険物を加温貯蔵する特定屋外貯蔵タンクにあつては、ノボラック系ビニルエステル樹脂を用いたコーティングを講じることとする。
 - (4) コーティングの厚さは、次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める厚さ以上とするものとする。
 - ア 危険物を加温貯蔵する場合 500 マイクロメートル
 - イ 危険物を加温貯蔵しない場合 400 マイクロメートル
 - (5) コーティングは、特定屋外貯蔵タンクの底板及びアニュラ板の内面並びに側板の内面のうち腐食するおそれが高い箇所に講じることとする。
 - (6) コーティングは、適切に施工及び維持管理されなければならないこと。
- 8 上記6(2)の告示で定める期間について、前々回の保安検査を受けた日から前回の保安検査を受けた日までの間及び前々回の保安検査の直近において行われた設置に係る完成検査又は法第14条の3第1項若しくは第2項の規定による保安に関する検査を受けた日から前々回の保安検査を受けた日までの間とされたこと(告示第69条の3関係)。
- 9 上記1の総務省令で定めるところにより市町村長等が定める期間は、前回の保安検査における液体危険物タンクの底板及びアニュラ板の厚さのそれぞれについてその最小値から告示で定める値を減じたものを上記3で算出した値(当該液体危険物タンクがコーティングを講じていない場合は上記4で算出した値)で除して得た値に相当する年数のうち最小のものとするものとされたこと。この場合において、1年未満の端数があるときはこれを切り捨て、当該年数が8年未満であるときは8年とし、15年を超えるときは15年とするものとされたこと(規則第62条の2の3第1項関係)。
- 10 上記9の告示で定める値は、底板については告示第4条の17第2号に定める特定屋外貯蔵タンクの底板の最小厚さから3ミリメートルを減じた値とし、アニュラ板については同条第4号に規定するアニュラ板の最小厚さから3ミリメートルを減じた値とされたこと(告示第69条の4関係)。
- 11 上記1の適用を受けようとする者が上記6の保安のための措置を講じている旨を記載する申請書の様式として、別記様式第26の5及び別記様式第26の6が追加されたこと(別記様式第26の5及び別記様式第26の6関係)。

第2 施行期日等

1 施行期日

これらの政令等は、平成23年4月1日から施行するものとされたこと(改正政令附則第1条、改正省令附則及び改正告示附則関係)。

2 経過措置

- (1) 新基準(平成6年政令附則第2項第1号に規定する新基準をいう。以下同じ。)に適合しない既設の特定屋外タンク貯蔵所に係る保安検査の時期

既設の特定屋外タンク貯蔵所(昭和52年政令の施行の際現に法第11条第1項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がされていた政令第8条の2の3第3項に規定する特定屋外タンク貯蔵所をいう。以下同じ。)で、政令第8条の4第1項に規定するもののうち、次に掲げるもので、政令第8条の4第1

項に規定するものが受けるべき保安検査の時期については、従前どおり設置に係る完成検査を受けた日又は前回の保安検査を受けた日の翌日から起算して10年を経過する日前1年目に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して1年を経過する日までの間とされたこと（改正政令附則第2条第1項関係）。

ア その構造及び設備が新基準に適合しない既設の特定屋外タンク貯蔵所

イ その所有者、管理者又は占有者が、新基準適合日以後、市町村長等に新基準適合届出をしていない既設の特定屋外タンク貯蔵所

なお、この場合においては、前述の第1の1にかかわらず、法第14条の3の2の規定による点検のうち、政令第8条の4第3項第1号に定める事項に係るもの（内部点検）については、従前同様に行わなければならないこと。

(2) 第2段階基準の特定屋外タンク貯蔵所に係る保安検査の時期

新基準適合届出をした既設の特定屋外タンク貯蔵所のうち、次に掲げるもので、政令第8条の4第1項に規定するものが受けるべき保安検査の時期については、従前どおり設置に係る完成検査を受けた日又は前回の保安検査を受けた日の翌日から起算して7年（総務省令で定める保安のための措置を講じている特定屋外タンク貯蔵所にあつては、当該措置に応じ総務省令で定めるところにより市町村長等が定める8年、9年又は10年のいずれかの期間）を経過する日前1年目に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して1年を経過する日までの間とされたこと（改正政令附則第2条第2項関係）。

ア その構造及び設備が第1段階基準（平成6年政令附則第3項第1号に規定する第1段階基準をいう。以下同じ。）に適合しない既設の特定屋外タンク貯蔵所

イ その所有者、管理者又は占有者が、第1段階基準適合日以後、市町村長等に第1段階基準適合届出をしていない既設の特定屋外タンク貯蔵所

ただし、平成6年政令の施行の日前に設置に係る完成検査を受けた第2段階基準の特定屋外タンク貯蔵所のうち平成6年政令の施行後に新基準適合届出をしたもの及び平成15年政令の施行の日前に設置に係る完成検査を受けた第2段階基準の特定屋外タンク貯蔵所のうち平成15年政令の施行後に新基準適合届出をしたものが、当該新基準適合届出をした日後最初に受けるべき保安検査の時期については、従前どおり設置に係る完成検査を受けた日、前回の保安検査を受けた日又は法第14条の3の2の規定による点検のうち政令第8条の4第3項第1号に定める事項に係るものが行われた日の翌日から起算して7年を経過する日前1年目に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して1年を経過する日までの間（当該経過する日が、当該完成検査又は法第14条の3第1項若しくは第2項の規定による保安に関する検査のうち、直近において行われたものを受けた日の翌日から起算して10年を経過する日後となる場合にあつては、当該経過する日から、当該経過する日から起算して1年を経過する日までの間）とされたこと。

(3) 平成15年政令の施行の日前に設置に係る完成検査を受けた第1段階基準の特定屋外タンク貯蔵所に係る保安検査の時期

ア 平成15年政令の施行の日前に設置に係る完成検査を受けた第1段階基準の特定屋外タンク貯蔵所のうち、平成15年政令の施行の日前に第1段階基準適合届出をし、かつ、当該第1段階基準適合届出をした日後最初に受けるべき保安検査を

受けていないもの又は平成 15 年政令の施行後に当該第 1 段階基準適合届出をしたものが、第 1 段階基準適合届出をした日後最初に受けるべき保安検査の時期については、従前どおり設置に係る完成検査を受けた日、前回の保安検査を受けた日又は法第 14 条の 3 の 2 の規定による点検のうち政令第 8 条の 4 第 3 項第 1 号に定める事項に係るものが行われた日の翌日から起算して 8 年（総務省令で定める保安のための措置を講じている特定屋外タンク貯蔵所（その所有者、管理者又は占有者が、平成 15 年政令の施行後第 1 段階基準適合届出をした特定屋外タンク貯蔵所で、新基準適合届出をしていないものを除く。）にあつては、当該措置に応じ総務省令で定めるところにより市町村長等が定める 10 年の期間）を経過する日前 1 年目に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間（当該経過する日が、当該完成検査又は法第 14 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項の規定による保安に関する検査のうち、直近において行われたものを受けた日の翌日から起算して 10 年を経過する日後となる場合にあつては、当該経過する日から、当該経過する日から起算して 1 年を経過する日までの間）とされたこと（改正政令附則第 2 条第 3 項関係）。

イ 平成 15 年政令の施行の日前に設置に係る完成検査を受けた第 1 段階基準の特定屋外タンク貯蔵所のうち、平成 15 年政令の施行の日前に市町村長等に第 1 段階基準適合届出をし、かつ、当該第 1 段階基準適合届出をした日後平成 15 年政令の施行の日前に保安検査を受けたものが、平成 15 年政令の施行後最初に受けるべき保安検査の時期については、設置に係る完成検査を受けた日又は前回の保安検査を受けた日の翌日から起算して 8 年（次の(ア)又は(イ)に掲げる特定屋外タンク貯蔵所にあつてはそれぞれ(ア)又は(イ)に定める期間とし、次の(ア)及び(イ)に掲げる特定屋外タンク貯蔵所のいずれにも該当する屋外タンク貯蔵所にあつては(ア)又は(イ)に定める期間のうちいずれか長い期間）を経過する日前 1 年目に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間とされたこと（改正政令附則第 2 条第 4 項関係）。

(ア) 総務省令で定める保安のための措置を講じている特定屋外タンク貯蔵所 当該措置に応じ総務省令で定めるところにより市町村長等が定める 10 年の期間

(イ) 総務省令で定める特殊の方法を用いて総務省令で定めるところにより測定された前回の保安検査の直近において行われた完成検査又は法第 14 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項の規定による保安に関する検査から前回の保安検査までの間の液体危険物タンクの底部の板の厚さの 1 年当たりの腐食による減少量が総務省令で定める基準を満たす特定屋外タンク貯蔵所のうち、総務省令で定める保安のための措置を講じているもの 総務省令で定めるところにより当該測定された液体危険物タンクの底部の板の厚さの 1 年当たりの腐食による減少量及び前回の保安検査における液体危険物タンクの底部の板の厚さに基づき市町村長等が定める 8 年以上 15 年以内の期間

(4) 平成 15 年政令の施行の日前に設置に係る完成検査を受けた新法タンクが平成 15 年政令の施行後最初に受けるべき保安検査の時期

昭和 52 年政令の施行後法第 11 条第 1 項前段の規定による設置に係る許可の申請がされた政令第 8 条の 2 の 3 第 3 項に規定する特定屋外タンク貯蔵所（政令第 8 条

の4第2項第1号に掲げるものに限る。)のうち、平成15年政令の施行の日前に設置に係る完成検査を受けたもので、政令第8条の4第1項に規定するものが平成15年政令の施行後最初に受けるべき保安検査の時期については、設置に係る完成検査を受けた日又は前回の保安検査を受けた日の翌日から起算して8年(次のア又はイに掲げる特定屋外タンク貯蔵所にあつてはそれぞれア又はイに定める期間とし、次のア及びイに掲げる特定屋外タンク貯蔵所のいずれにも該当する屋外タンク貯蔵所にあつては当該ア又はイに定める期間のうちいずれか長い期間)を経過する日前1年目に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して1年を経過する日までの間とされたこと(改正政令附則第2条第5項関係)。

ア 総務省令で定める保安のための措置を講じている特定屋外タンク貯蔵所 当該措置に応じ総務省令で定めるところにより市町村長等が定める10年の期間

イ 総務省令で定める特殊の方法を用いて総務省令で定めるところにより測定された前回の保安検査の直近において行われた完成検査又は法第14条の3第1項若しくは第2項の規定による保安に関する検査から前回の保安検査までの間の液体危険物タンクの底部の板の厚さの1年当たりの腐食による減少量が総務省令で定める基準を満たす特定屋外タンク貯蔵所のうち、総務省令で定める保安のための措置を講じているもの 総務省令で定めるところにより当該測定された液体危険物タンクの底部の板の厚さの1年当たりの腐食による減少量及び前回の保安検査における液体危険物タンクの底部の板の厚さに基づき市町村長等が定める8年以上15年以内の期間

3 罰則に関する経過措置

改正政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるとされたこと(改正政令附則第3条関係)。

以上

政令第十三号

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十四条の三第一項及び第三十六条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第八条の四第二項第一号中「次号から第四号まで」を「以下この項」に改め、「保安に関する検査」の下に「（以下この号において「前回の保安検査」という。）」を加え、「総務省令で定める保安のための措置を講じている特定屋外タンク貯蔵所にあつては、当該措置に応じ総務省令で定めるところにより市町村長等が定める十年又は十三年のいずれかの期間」を「次のイ又は口に掲げる特定屋外タンク貯蔵所にあつてはそれぞれイ又は口に定める期間とし、次のイ及び口に掲げる特定屋外タンク貯蔵所のいずれにも該当する屋外タンク貯蔵所にあつては当該イ又は口に定める期間のうちいずれか長い期間とする。」に改め、同号に次のように加える。

イ 総務省令で定める保安のための措置を講じている特定屋外タンク貯蔵所 当該措置に応じ総務省令

で定めるところにより市町村長等が定める十年又は十三年のいずれかの期間

ロ 総務省令で定める特殊の方法を用いて総務省令で定めるところにより測定された前回の保安検査の直近において行われた完成検査又は法第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による保安に関する検査から前回の保安検査までの間の液体危険物タンクの底部の板の厚さの一年当たりの腐食による減少量が総務省令で定める基準を満たす特定屋外タンク貯蔵所のうち、総務省令で定める保安のための措置を講じているもの 総務省令で定めるところにより当該測定された液体危険物タンクの底部の板の厚さの一年当たりの腐食による減少量及び前回の保安検査における液体危険物タンクの底部の板の厚さに基づき市町村長等が定める八年以上十五年以内の期間

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(保安検査の時期に関する経過措置)

第二条 危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十号。以

下「昭和五十二年政令」という。）の施行の際現に消防法第十一条第一項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がされていたこの政令による改正後の危険物の規制に関する政令（以下「新令」という。）第八条の二の三第三項に規定する特定屋外タンク貯蔵所（以下「既設の特定屋外タンク貯蔵所」という。）のうち、次に掲げるもので、新令第八条の四第一項に規定するものが受けるべき同法第十四条の三第一項の規定による保安に関する検査（以下「保安検査」という。）に係る同項に規定する政令で定める時期（以下「検査時期」という。）については、新令第八条の四第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 一 その構造及び設備が新基準（危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（平成六年政令第二百十四号。以下「平成六年政令」という。）附則第二項第一号に規定する新基準をいう。）に適合しない既設の特定屋外タンク貯蔵所
- 二 その所有者、管理者又は占有者が、新基準適合日（平成六年政令附則第二項第二号に規定する新基準適合日をいう。以下同じ。）以後、市町村長、都道府県知事又は総務大臣（以下「市町村長等」という。）に新基準適合届出（同号に規定する新基準適合届出をいう。以下同じ。）をしていない既設の特定

屋外タンク貯蔵所

- 2 その所有者、管理者又は占有者が、新基準適合日以後、市町村長等に新基準適合届出をした既設の特定屋外タンク貯蔵所のうち、次に掲げるもので、新令第八条の四第一項に規定するものが受けるべき保安検査に係る検査時期については、同条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 一 その構造及び設備が第一段階基準（平成六年政令附則第三項第一号に規定する第一段階基準をいう。）に適合しない既設の特定屋外タンク貯蔵所
 - 二 その所有者、管理者又は占有者が、第一段階基準適合日（平成六年政令附則第三項第二号に規定する第一段階基準適合日をいう。以下同じ。）以後、市町村長等に第一段階基準適合届出（同号に規定する第一段階基準適合届出をいう。以下同じ。）をしていない既設の特定屋外タンク貯蔵所
- 3 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成十五年政令第五百十七号。以下「平成十五年政令」という。）の施行の日前に消防法第十一条第五項の規定による完成検査（同条第一項前段の規定による設置に係るものに限る。以下「設置に係る完成検査」という。）を受けた既設の特定屋外タンク貯蔵所のうち、その所有者、管理者又は占有者が、第一段階基準適合日以後、市町村長等に第一段階基準適合届

出をしたもの（以下「第一段階基準の特定屋外タンク貯蔵所」という。）のうち、平成十五年政令の施行の日前に当該第一段階基準適合届出をし、かつ、平成十五年政令の施行の日前に保安検査を受けていないもの又は平成十五年政令の施行後に当該第一段階基準適合届出をしたもので、新令第八条の四第一項に規定するものが当該第一段階基準適合届出をした日後最初に受けるべき保安検査に係る検査時期については、同条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 第一段階基準の特定屋外タンク貯蔵所のうち、平成十五年政令の施行の日前に市町村長等に第一段階基準適合届出をし、かつ、平成十五年政令の施行の日前に保安検査を受けたもので、新令第八条の四第一項に規定するものが平成十五年政令の施行後最初に受けるべき保安検査に係る検査時期に関する同条第二項第一号の規定の適用については、同号中「又は直近において行われた法第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による保安に関する検査（以下この号において「前回の保安検査」という。）を受けた日」とあるのは、「直近において行われた法第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による保安に関する検査（以下この号において「前回の保安検査」という。）を受けた日又は法第十四条の三の二の規定による点検のうち次項第一号に定める事項に係るものが行われた日」と、「経過する日までの間」とあるのは「経過

する日までの間（当該経過する日が、当該完成検査又は法第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による保安に関する検査のうち、直近において行われたものを受けた日の翌日から起算して十年を経過する日後となる場合にあつては、当該経過する日から、当該経過する日から起算して一年を経過する日までの間）と、同号イ中「十年又は十三年のいずれか」とあるのは「十年」とする。

5 昭和五十二年政令の施行後消防法第十一条第一項前段の規定による設置に係る許可の申請がされた新令第八条の二の三第三項に規定する特定屋外タンク貯蔵所（新令第八条の四第二項第一号に掲げるものに限る。）のうち、平成十五年政令の施行の日前に設置に係る完成検査を受けたもので、新令第八条の四第一項に規定するものが平成十五年政令の施行後最初に受けるべき保安検査に係る検査時期に関する同条第二項第一号イの規定の適用については、同号イ中「十年又は十三年のいずれか」とあるのは、「十年」とする。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令新旧対照条文

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
<p>第八条の四 法第十四条の三第一項の政令で定める屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所は、特定屋外タンク貯蔵所で、その貯蔵し、若しくは取り扱う液体の危険物の最大数量が一万キロリットル以上のもの又は前条に規定する移送取扱所とする。</p> <p>2 法第十四条の三第一項の政令で定める時期は、次の各号に掲げる特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。ただし、災害その他の総務省令で定める事由により、当該時期に法第十四条の三第一項の保安に関する検査を行うことが適当でないときと認められるときは、当該特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、市町村長等が別に定める時期とすることができる。</p> <p>一 特定屋外タンク貯蔵所（次号及び第三号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）完成検査（法第十一条第一項前段の規定による設置の許可に係るものに限る。以下この項において同じ。）を受けた日又は直近において行われた法第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による保安に関する検査（以下この号において「前回の保安検査」という。）を受けた日の翌日から起算して八年（次のイ又はロに掲げる特定屋外タンク貯蔵所にあつてはそれぞれイ又はロに定める期間とし、次のイ及びロに掲げる特定屋外</p>	<p>第八条の四 法第十四条の三第一項の政令で定める屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所は、特定屋外タンク貯蔵所で、その貯蔵し、若しくは取り扱う液体の危険物の最大数量が一万キロリットル以上のもの又は前条に規定する移送取扱所とする。</p> <p>2 法第十四条の三第一項の政令で定める時期は、次の各号に掲げる特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。ただし、災害その他の総務省令で定める事由により、当該時期に法第十四条の三第一項の保安に関する検査を行うことが適当でないときと認められるときは、当該特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、市町村長等が別に定める時期とすることができる。</p> <p>一 特定屋外タンク貯蔵所（次号及び第三号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）完成検査（法第十一条第一項前段の規定による設置の許可に係るものに限る。次号から第四号までにおいて同じ。）を受けた日又は直近において行われた法第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による保安に関する検査（以下この号において「前回の保安検査」という。）を受けた日の翌日から起算して八年（総務省令で定める保安のための措置を講じている特定屋外タンク貯蔵所にあつては、当該措置に応じ総務省令で定めるところ</p>

タンク貯蔵所のいずれにも該当する屋外タンク貯蔵所にあつては当該イ又はロに定める期間のうちいずれが長い期間とする。）を経過する日前一年目に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して一年を経過する日までの間

イ 総務省令で定める保安のための措置を講じている特定屋外タンク貯蔵所 当該措置に応じ総務省令で定めるところにより市町村長等が定める十年又は十三年のいずれかの期間

ロ 総務省令で定める特殊の方法を用いて総務省令で定めるところにより測定された前回の保安検査の直近において行われた完成検査又は法第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による保安に関する検査から前回の保安検査までの間の液体危険物タンクの底部の板の厚さの一年当たりの腐食による減少量が総務省令で定める基準を満たす特定屋外タンク貯蔵所のうち、総務省令で定める保安のための措置を講じているもの 総務省令で定めるところにより当該測定された液体危険物タンクの底部の板の厚さの一年当たりの腐食による減少量及び前回の保安検査における液体危険物タンクの底部の板の厚さに基づき市町村長等が定める八年以上十五年以内の期間

3 二
7 4
(略)

により市町村長等が定める十年又は十三年のいずれかの期間
（ ）を経過する日前一年目に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して一年を経過する日までの間

3 二
7 4
(略)

総務省令第五号

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第十三号）の施行に伴い、並びに消防法（昭和二十三年法律第八十六号）及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年二月二十三日

総務大臣 片山 善博

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令

（危険物の規制に関する規則の一部改正）

第一条 危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の二の二中「令第八条の四第二項第一号」を「令第八条の四第二項第一号イ」に、「すべて」を「全て」に、「コーティング（ガラスフレークコーティング又はガラス繊維強化プラスチックライニングに限る。）」を「告示で定めるコーティング」に改め、同条に次の一項を加える。

2 令第八条の四第二項第一号口の総務省令で定める保安のための措置は、特定屋外貯蔵タンクが次の各号に掲げる要件を全て満たすための措置とする。

一 特定屋外貯蔵タンクの底部の外面の腐食の発生に影響を及ぼす基礎の変更及び底部の板の取替え等を行っていないこと。

二 特定屋外貯蔵タンクの内部の腐食を防止するための告示で定めるコーティング又はこれと同等以上の措置を講じていること。コーティングを講じていない特定屋外貯蔵タンクにあつては、屋根（浮き屋根を除く。）を有するものであつて腐食の発生に影響する水等の成分を適切に管理しており、かつ、告示で定める期間を通じて、当該タンクの内部へのコーティングの施工、貯蔵する危険物の変更等当該タンクの内部の腐食の発生に影響を及ぼす貯蔵条件の変更を行っていないこと。

三 危険物が加温貯蔵されていないこと。

四 特定屋外貯蔵タンクに構造上の影響を与えるおそれのある補修又は変形がないこと。

五 著しい不等沈下がないこと。

六 地盤が十分な支持力を有するとともに沈下に対し十分な安全性を有していること。

七 特定屋外貯蔵タンクの維持管理体制が適切であること。

第六十二条の二の三第一項中「前条第一号又は第二号に規定する保安のための措置が講じられていると認められるものにあつては、十年と、第三号に規定する保安のための措置が講じられていると認められるものにあつては、十三年」を「次のとおり」に改め、「設置の許可に係るものに限る。」の下に「第六十二条の二の五において同じ。」を加え、「当該措置」を「前条に規定する措置」に改め、同項に次の二号を加える。

一 令第八条の四第二項第一号イの総務省令で定めるところにより市町村長等が定める期間は、前条第一項第一号又は第二号に規定する保安のための措置が講じられていると認められるものにあつては、十年と、第三号に規定する保安のための措置が講じられていると認められるものにあつては、十三年とする。

二 令第八条の四第二項第一号ロの総務省令で定めるところにより市町村長等が定める期間は、直近において行われた法第十四条の三第一項又は第二項の規定による保安に関する検査（以下「前回の保安検査」という。）における液体危険物タンクの底板及びアニュラ板の厚さのそれぞれについてその最

小値から告示で定める値を減じたものを第六十二条の二の五第一項で算出した値（当該液体危険物タンクがコーティングを講じていない場合は同項及び同条第二項で算出した値）で除して得た値に相当する年数のうち最小のものとする。この場合において、一年未満の端数があるときはこれを切り捨て、当該年数が八年未満であるときは八年とし、十五年を超えるときは十五年とする。

第六十二条の二の三第二項中「又は別記様式第二十六の四」を「、別記様式第二十六の四、別記様式第二十六の五又は別記様式第二十六の六」に改める。

第六十二条の二の六を第六十二条の二の九とし、第六十二条の二の五を第六十二条の二の八とし、第六十二条の二の四を第六十二条の二の七とし、第六十二条の二の三の次に次の三条を加える。

（特殊の方法）

第六十二条の二の四 令第八条の四第二項第一号口の総務省令で定める特殊の方法は、告示で定める測定装置により液体危険物タンクの底部の板の厚さ又は腐食量を三十ミリメートル以下の間隔で全面にわたって測定すること（次項及び次条において「連続板厚測定方法」という。）とする。

2 連続板厚測定方法を用いて液体危険物タンクの底部の板の厚さを測定できない箇所においては、別途

当該箇所の板の厚さを測定しなければならない。

（液体危険物タンクの底部の板の厚さの一年当たりの腐食による減少量の算出方法等）

第六十二条の二の五 令第八条の四第二項第一号口に規定する液体危険物タンクの底部の板の厚さの一年当たりの腐食による減少量は、底板及びアニュラ板について、前回の保安検査の直近において行われた法第十四条の三第一項又は第二項の規定による保安に関する検査（以下この条において「前々回の保安検査」という。）における板の厚さ（前々回の保安検査の前六月以内に連続板厚測定方法を用いて測定され、かつ、当該測定後底部の板の取替えが行われていない場合にあつては当該測定結果、連続板厚測定方法を用いて測定されていない場合又は前回の保安検査が法第十一条第五項の規定による完成検査を受けた日後最初の保安検査である場合にあつては当該板の使用を開始した時の板の厚さ）から前回の保安検査の前六月以内に連続板厚測定方法を用いて測定された板の厚さを減じて得た値を前々回の保安検査の日から前回の保安検査の日までの期間の年数で除して得たもののうち、それぞれ最大のものとする。

2 液体危険物タンクの内部にコーティングが講じられていない場合における令第八条の四第二項第一号

口に規定する液体危険物タンクの底部の板の厚さの一年当たりの腐食による減少量は、底板及びアニュラ板について、前項で算出した値並びに液体危険物タンクの底部の板のうち内面の腐食が生じている箇所及び外面の腐食と内面の腐食がいずれも生じている箇所において当該箇所の前々回の保安検査における板の厚さから前回の保安検査における板の厚さを減じて得た値を前々回の保安検査の日から前回の保安検査の日までの期間の年数で除して得たものうち、それぞれ最大のものとする。

第六十二条の二の六 令第八条の四第二項第一号口の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 前条第一項で算出される液体危険物タンクの底部の板の厚さの一年当たりの腐食による減少量が〇・二ミリメートル以下であること。

- 二 液体危険物タンクの内部にコーティングが講じられていない場合にあつては、前条第二項で算出される液体危険物タンクの底部の板の厚さの一年当たりの腐食による減少量のうち内面の腐食を生じている箇所における減少量及び前々回の保安検査の当該減少量がいずれも〇・一ミリメートル以下であること。

第六十二条の五中「第六十二条の二の二」を「第六十二条の二の二第一項第一号及び第二号」に改める

。

別記様式第二十六の二を次のように改める。



様式第26の2 (第62条の2の2第1項関係)

特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書 (タンクの腐食防止等の状況)

年 月 日						
殿						
申 請 者						
住 所 (電話)						
氏 名 ㊟						
設置者	住 所	電 話				
	氏 名					
設 置 場 所						
タ ン ク の 呼 称 号 又 は 番 号						
設 置 の 許 可 申 請 日		年 月 日				
設 置 の 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 第 号				
基 準 適 合 届 出		新基準適合届出(年 月 日)・第一段階基準適合届出(年 月 日)				
貯 蔵 最 大 数 量		k l				
コーティング*	種 類	1 ガラスフレックコーティング 2 エポキシ系塗装 3 タールエポキシ系塗装 4 その他 ()				
	施 工 の 区 分	新規 ・ 中途 ・ 塗り替え (コーティング施工年月日 年 月 日)				
タ ン ク 底 部 外 面 の 腐 食 防 止 措 置 *	外 面 防 食 措 置	アスファルトサンド・電気防食・その他 ()				
	雨 水 浸 入 防 止 措 置	適 ・ 否				
板 厚 *	ア ニ ュ ラ 板 厚	設 計 板 厚	mm	底 板 板 厚	設 計 板 厚	mm
		最 小 測 定 板 厚 平 均 値	mm		最 小 測 定 板 厚 平 均 値	mm
		測 定 板 厚 最 小 値	mm		測 定 板 厚 最 小 値	mm
補 修 ・ 変 形 *	補 修 の 適 否	適 ・ 否				
	有 害 な 変 形 の 有 無	有 ・ 無				
不 等 沈 下 *		最大値のタンク直径に対する割合				
支 持 力 ・ 沈 下 *		平均沈下量 mm / 年				
維 持 管 理 体 制	過去3年間の特定屋外貯蔵タンクの維持管理に起因する事故の発生				有 ・ 無	
	過去3年間の消防法第12条第2項に基づく措置命令				有 ・ 無	
	消防法第14条の2、第14条の3及び第14条の3の2の規定に関する違反				有 ・ 無	
	保安作業従事者に対する適切な教育訓練*				適 ・ 否	
	保安のための適切な巡視、点検*				適 ・ 否	
※ 受 付 欄		備 考				

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。事業所の所在地を記入すること。
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所を記入すること。
 3 ※印の欄に関しては、必要に応じ図面、資料等を添付すること。
 4 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第二十六の三中「第62条の2の2関係」を「第62条の2の2第1項関係」に改める。
別記様式第二十六の四を次のように改める。



様式第26の4 (第 62 条の2の2第1項関係)

特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書 (タンクの腐食量に係る管理等の状況)

設		年 月 日			
申請者		(電話)			
住 所		氏 名			
住 氏 名		電話			
設置場所					
タンクの呼称又は番号					
設置の許可申請日		年 月 日			
設置の許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号			
基準適合届出		新基準適合届出(年 月 日)・第一段階基準適合届出(年 月 日)			
貯蔵危険物の類、品名、化学名		第 類			
貯蔵最大数量		k l			
水等の管理		屋根形式 (固定屋根・固定屋根以外)・水等成分管理の実施* (有・無)			
貯蔵危険物の腐食性		有 ・ 無			
次期開放時期		次期開放予定時期			
板厚推定値		アニュラ板の板厚推定値			
		mm			
		底板の板厚推定値			
		mm			
貯蔵条件		油種、管理温度、不活性ガス封入等腐食の発生に著しい影響を及ぼす貯蔵条件の変更の予定			
		有 ・ 無			
タンクの腐食率	アニュラ板	設計板厚	mm	設計板厚	mm
		検査時最小板厚	mm	検査時最小板厚	mm
		最小板厚	mm	最小板厚	mm
		腐食率が最大となる板の経過年数	年	腐食率が最大となる板の経過年数	年
		腐食率	mm/年	腐食率	mm/年
板厚予測値		mm			
コーティング*	種 類	1 ガラスフレークコーティング 2 その他 ()			
	施工の区分	新規 ・ 中途 ・ 塗り替え (コーティング施工年月日 年 月 日)			
加温貯蔵の有無		有 ・ 無			
基礎内部の排水措置の状況					
タンク底部外面の腐食防止措置*	外面防食措置	アスファルトサンド・電気防食・その他 ()			
	雨水浸入防止措置	適 ・ 否			
補修・変形*	補修の適否	適 ・ 否			
	有害な変形の有無	有 ・ 無			
不 等 沈 下*		最大値のタンク直径に対する割合			
支 持 力 ・ 沈 下*		平均沈下量 mm/年			
維持管理体制	過去3年間の特定屋外貯蔵タンクの維持管理に起因する事故の発生		有 ・ 無		
	過去3年間の消防法第12条第2項に基づく措置命令		有 ・ 無		
	消防法第14条の2、第14条の3及び第14条の3の2の規定に関する違反		有 ・ 無		
	保安作業従事者に対する適切な教育訓練*		適 ・ 否		
	保安のための適切な巡視、点検*		適 ・ 否		
※ 受付欄		備 考			

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
 3 ※印の欄に関しては、必要に応じ図面、資料等を添付すること。
 4 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第二十六の四の次に次の二様式を加える。



様式第26の5 (第62条の2の2第2項関係)

特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書 (コーティング有)

		年 月 日	
殿		申請者住所 (電話)	
		氏名 (印)	
設置者	住所	電話	
	氏名		
設置場所			
タンクの呼称又は番号			
設置の許可申請年 月 日	年 月 日		
設置の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号		
基準適合届出	新基準適合届出(年 月 日)・第一段階基準適合届出(年 月 日)		
貯蔵危険物の類、品名、化学名	第 類		
貯蔵最大数量	k l		
底部外面の腐食の発生に影響を及ぼす変更の予定	基礎	有 ・ 無	
	構造(底部の板の張り替え等)	有 ・ 無	
コーティング*	種類	1 ガラスフレークコーティング 2 その他 ()	
	施工の区分	新規・中途・塗り替え (コーティング施工年月日 年 月 日)	
タンクの腐食量*	前々回保安検査日	年 月 日	連続板厚測定 有・無 連続板厚測定日 年 月 日
	前回保安検査日	年 月 日	有・無 年 月 日
	アニユラ板	1年当たりの板厚減少量 mm/年	底板 1年当たりの板厚減少量 mm/年
		前回保安検査時最小板厚 mm	前回保安検査時最小板厚 mm
上記からの算出期間		年	
算出期間又は15年のうち短い方		年	
加温貯蔵の有無		有 ・ 無	
タンク底部外面の腐食防止措置*	外面防食措置	アスファルトサンド・電気防食・その他 ()	
	雨水浸入防止措置	有(適・否) ・ 無	
補修・変形*	補修の適否	適 ・ 否	
	有害な変形の有無	有 ・ 無	
不 等 沈 下 *		最大値のタンク直径に対する割合	
支 持 力 ・ 沈 下 *		平均沈下量 mm/年	
維持管理体制	過去3年間の特定屋外貯蔵タンクの維持管理に起因する事故の発生		有 ・ 無
	過去3年間の消防法第12条第2項に基づく措置命令		有 ・ 無
	消防法第14条の2、第14条の3及び第14条の3の2の規定に関する違反		有 ・ 無
	保安作業従事者に対する適切な教育訓練*		適 ・ 否
	保安のための適切な巡視、点検*		適 ・ 否
※ 受付欄		備 考	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。事業所の所在地を記入すること。
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
 3 ※印の欄には、必要に応じて図面、資料等を添付すること。
 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第26の6 (第 62 条の2の2第2項関係)
 特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書 (コーティング無)

殿		申請者 住所 (電話)		年 月 日		
氏名		氏名		印		
設置者	住所 氏名	電話				
設置場所						
タンクの呼称 又は番号						
設置の許可申請 年 月 日		年 月 日				
設置の許可年月日 及び許可番号		年 月 日 第 号				
基準適合届出		新基準適合届出(年 月 日)・第一段階基準適合届出(年 月 日)				
貯蔵危険物の類、品名、化学名		第 類				
貯蔵最大数量		k l				
貯蔵条件		油種、管理温度、不活性ガス封入等腐食の発生に著しい影響を及ぼす貯蔵条件の変更の有無		有 ・ 無		
		過去におけるコーティングの有無 *		有 ・ 無		
底部外面の腐食の発生に 影響を及ぼす変更の有無		基礎		有 ・ 無		
		構造(底部の板の張り替え等)		有 ・ 無		
水等の管理		屋根形式(固定屋根・固定屋根以外)・水等成分管理の実施*(有・無)				
タンクの腐食量*	前々回保安検査日	年 月 日	連続板厚測定	有・無	年 月 日	
	前回保安検査日	年 月 日		有・無	年 月 日	
	アニユラ板	1年当たりの板厚減少量 (内面については直近過去2回)	内面(前々回)	底 板	1年当たりの板厚減少量 (内面については直近過去2回)	内面(前々回)
			内面(前回)			内面(前回)
			外面(前回)			外面(前回)
			内外面同箇所(前回)			内外面同箇所(前回)
前回保安検査時 最小板厚	mm	前回保安検査時 最小板厚	mm			
上記からの算出期間		年				
算出期間又は15年のうち短い期間		年				
加温貯蔵の有無		有 ・ 無				
タンク底部外面の腐食防止措置*	外面防食措置	アスファルトサンド・電気防食・その他()				
	雨水浸入防止措置	有(適・否) ・ 無				
補修・ 変形*	補修の適否	適 ・ 否				
	有害な変形の有無	有 ・ 無				
不等沈下*		最大値のタンク直径に対する割合				
支持力・沈下*		平均沈下量 mm/年				
維持管理体制	過去3年間の特定屋外貯蔵タンクの維持管理に起因する事故の発生				有 ・ 無	
	過去3年間の消防法第12条第2項に基づく措置命令				有 ・ 無	
	消防法第14条の2、第14条の3及び第14条の3の2の規定に関する違反				有 ・ 無	
	保安作業従事者に対する適切な教育訓練*				適 ・ 否	
	保安のための適切な巡視、点検*				適 ・ 否	
※ 受付欄		備 考				

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
 3 ※印の欄に関しては、必要に応じ図面、資料等を添付すること。
 4 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第三十三を次のように改める。



様式第33 (第62条の5関係)

特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出書 (タンクの腐食防止等の状況)

年 月 日						
殿						
届出者				(電話)		
住所						
氏名				㊟		
設置者	住 所	電話				
	氏 名					
設 置 場 所						
タンクの呼称又は番号						
設置の許可申請年月日						
年 月 日						
設置の許可年月日及び許可番号						
年 月 日 第 号						
新基準適合年月日						
年 月 日						
貯 蔵 最 大 数 量					k l	
コーティング*	種 類	1 ガラスフレークコーティング 2 エポキシ系塗装 3 タールエポキシ系塗装 4 その他 ()				
タンク底部外面の腐食防止措置*	外 面 防 食 措 置	アスファルトサンド・電気防食・その他 ()				
	雨 水 浸 入 防 止 措 置	適 ・ 否				
板 厚*	側 板 直 下 底 板	設 計 板 厚	mm	底 板 板 厚	設 計 板 厚	mm
		最 小 測 定 板 厚 平 均 値	mm		最 小 測 定 板 厚 平 均 値	mm
		測 定 板 厚 最 小 値	mm		測 定 板 厚 最 小 値	mm
補修・変形*	補 修 の 適 否	適 ・ 否				
	有 害 な 変 形 の 有 無	有 ・ 無				
不 等 沈 下 *						
最大値のタンク直径に対する割合						
支 持 力 ・ 沈 下 *						
平均沈下量 mm/年						
維持管理体制	過去3年間の特定屋外貯蔵タンクの維持管理に起因する事故の発生				有 ・ 無	
	過去3年間の消防法第12条第2項に基づく措置命令				有 ・ 無	
	消防法第14条の2、第14条の3及び第14条の3の2の規定に関する違反				有 ・ 無	
	保安作業従業者に対する適切な教育訓練*				適 ・ 否	
	保安のための適切な巡視、点検*				適 ・ 否	
※ 受 付 欄			備 考			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
 3 *印の欄に関しては、必要に応じ図面、資料等を添付すること。
 4 ※印の欄は、記入しないこと。

(危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成六年自治省令第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第六十二条の二の二」を「第六十二条の二の二第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「コーティング(ガラスフレークコーティング又はガラス繊維強化プラスチックライニングに限る。)」を「告示で定めるコーティング」に、「コーティング(ガラスフレークコーティング、ガラス繊維強化プラスチックライニング、エポキシ系塗装又はタールエポキシ系塗装に限る。)」を「コーティング(告示で定めるコーティング、エポキシ系塗装又はタールエポキシ系塗装に限る。)」に改める。

附則第三条中「第六十二条の二の三」を「第六十二条の二の三第一項第一号」に、「第六十二条の二の二」を「第六十二条の二の二第一項」に改める。

第三条 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成十二年自治省令第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「すべて」を「全て」に、「第六十二条の二の二」を「第六十二条の二の二第一項」に改

める。

附 則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令新旧対照条文

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
<p>（保安のための措置）</p> <p>第六十二条の二の二 令第八条の四第二項第一号イの総務省令で定める保安のための措置は、特定屋外貯蔵タンクの腐食等に対する安全性を確保するうえで有効な措置とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 特定屋外貯蔵タンクの腐食防止等の状況が次のイからトまでの全ての要件に適合するもの</p> <p>イ 特定屋外貯蔵タンクの内部の腐食を防止するための告示で定めるコーティング</p> <p>ロ ト （略）</p> <p>又はこれと同等以上の措置を講じていること。</p> <p>二 危険物の貯蔵管理等の状況が次のイから又までの全ての要件に適合するもの</p> <p>イ 又 （略）</p> <p>三 特定屋外貯蔵タンクの腐食量（底部の板が腐食により減少した値をいう。）に係る管理等の状況が次のイからハまでの全ての要件に適合するもの</p> <p>イ 又 （略）</p> <p>二 特定屋外貯蔵タンクの内部の腐食を防止するための告示で定めるコーティング</p> <p>ホ ル （略）</p> <p>又はこれと同等以上の措置を講じていること。</p>	<p>（保安のための措置）</p> <p>第六十二条の二の二 令第八条の四第二項第一号の総務省令で定める保安のための措置は、特定屋外貯蔵タンクの腐食等に対する安全性を確保するうえで有効な措置とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 特定屋外貯蔵タンクの腐食防止等の状況が次のイからトまでのすべての要件に適合するもの</p> <p>イ 特定屋外貯蔵タンクの内部の腐食を防止するためのコーティング（ガラスフレックコーティング又はガラス繊維強化プラスチックライニングに限る。）</p> <p>ロ ト （略）</p> <p>又はこれと同等以上の措置を講じていること。</p> <p>二 危険物の貯蔵管理等の状況が次のイから又までのすべての要件に適合するもの</p> <p>イ 又 （略）</p> <p>三 特定屋外貯蔵タンクの腐食量（底部の板が腐食により減少した値をいう。）に係る管理等の状況が次のイからハまでのすべての要件に適合するもの</p> <p>イ 又 （略）</p> <p>二 特定屋外貯蔵タンクの内部の腐食を防止するためのコーティング（ガラスフレックコーティング又はガラス繊維強化プラスチックライニングに限る。）</p> <p>ホ ル （略）</p> <p>又はこれと同等以上の措置を講じていること。</p>

令第八条の四第二項第一号口の総務省令で定める保安のための措置は、特定屋外貯蔵タンクが次の各号に掲げる要件を全て満たすための措置とする。

一 特定屋外貯蔵タンクの底部の外面の腐食の発生に影響を及ぼす基礎の変更及び底部の板の取替え等を行っていないこと。

二 特定屋外貯蔵タンクの内部の腐食を防止するための告示で定めるコーティング又はこれと同等以上の措置を講じていること。コーティングを講じていない特定屋外貯蔵タンクにあつては、屋根（浮き屋根を除く。）を有するものであつて腐食の発生に影響する水等の成分を適切に管理しており、かつ、告示で定める期間を通じて、当該タンクの内部へのコーティングの施工、貯蔵する危険物の変更等当該タンクの内部の腐食の発生に影響を及ぼす貯蔵条件の変更を行っていないこと。

三 危険物が加温貯蔵されていないこと。

四 特定屋外貯蔵タンクに構造上の影響を与えるおそれのある補修又は変形がないこと。

五 著しい不等沈下がないこと。

六 地盤が十分な支持力を有するとともに沈下に対し十分な安全性を有していること。

七 特定屋外貯蔵タンクの維持管理体制が適切であること。

（保安に関する検査を受けなければならない時期に係る市町村長等が定める期間等）

第六十二条の二の三 令第八条の四第二項第一号の総務省令で定めるところにより市町村長等が定める期間は、次のとおり

（保安に関する検査を受けなければならない時期に係る市町村長等が定める期間等）

第六十二条の二の三 令第八条の四第二項第一号の総務省令で定めるところにより市町村長等が定める期間は、前条第一号又は第二号に規定する保安のための措置が講じられていると認められるものにあつては、十年と、第三

とする。なお、当該期間
は、令第八条第二項の完成検査（法第十一条第一項前段
の規定による設置の許可に係るものに限る。第六十二条
の二の五において同じ。）を受けた日又は直近において
行われた法第十四条の三第一項若しくは第二項の規定に
よる保安に関する検査を受けた日の翌日から起算して前
条に規定する措置が講じられていないと認められた後最初
に受けるべき法第十四条の三第一項の規定による保安に
関する検査の日までとする。

一 令第八条の四第二項第一号イの総務省令で定めると
ころにより市町村長等が定める期間は、前条第一項第
一号又は第二号に規定する保安のための措置が講じら
れていると認められるものにあつては、十年と、第三
号に規定する保安のための措置が講じられていると認
められるものにあつては、十三年とする。

二 令第八条の四第二項第一号ロの総務省令で定めると
ころにより市町村長等が定める期間は、直近において
行われた法第十四条の三第一項又は第二項の規定によ
る保安に関する検査（以下「前回の保安検査」という
。）における液体危険物タンクの底板及びアニユラ板
の厚さのそれぞれについてその最小値から告示で定め
る値を減じたものを第六十二条の二の五第一項で算出
した値（当該液体危険物タンクがコーティングを講じ
ていない場合は同項及び同条第二項で算出した値）で
除して得た値に相当する年数のうち最小のものとする
。この場合において、一年未満の端数があるときはこ
れを切り捨て、当該年数が八年未満であるときは八年
とし、十五年を超えるときは十五年とする。

前項の規定の適用を受けようとする者は、前条に規定

号に規定する保安のための措置が講じられていると認め
られるものにあつては、十三年とする。なお、当該期間
は、令第八条第二項の完成検査（法第十一条第一項前段
の規定による設置の許可に係るものに限る。第六十二条
の二の五において同じ。）を受けた日又は直近において
行われた法第十四条の三第一項若しくは第二項の規定に
よる保安に関する検査を受けた日の翌日から起算して当
該措置が講じられていないと認められた後最初
に受けるべき法第十四条の三第一項の規定による保安に
関する検査の日までとする。

前項の規定の適用を受けようとする者は、前条に規定

する保安のための措置を講じている旨を記載した別記様式第二十六の二、別記様式第二十六の三、別記様式第二十六の四、別記様式第二十六の五又は別記様式第二十六の六の申請書を市町村長等に提出しなければならない。
(特殊の方法)

第六十二条の二の四 令第八条の四第二項第一号口の総務省令で定める特殊の方法は、告示で定める測定装置により液体危険物タンクの底部の板の厚さ又は腐食量を三十分ミリメートル以下の間隔で全面にわたつて測定すること（次項及び次条において「連続板厚測定方法」という。）とする。

2 連続板厚測定方法を用いて液体危険物タンクの底部の板の厚さを測定できない箇所においては、別途当該箇所の板の厚さを測定しなければならない。

(液体危険物タンクの底部の板の厚さの一年当たりの腐食による減少量の算出方法等)

第六十二条の二の五 令第八条の四第二項第一号口に規定する液体危険物タンクの底部の板の厚さの一年当たりの腐食による減少量は、底板及びアニュラ板について、前回の保安検査の直近において行われた法第十四条の第三項又は第二項の規定による保安に関する検査（以下この条において「前々回の保安検査」という。）における板の厚さ（前々回の保安検査の前六月以内に連続板厚測定方法を用いて測定され、かつ、当該測定後底部の板の取替えが行われていない場合にあつては当該測定結果、連続板厚測定方法を用いて測定されていない場合又は前回の保安検査が法第十一条第五項の規定による完成検査を受けた日後最初の保安検査である場合にあつては当該板の使用を開始した時の板の厚さ）から前回の保安検査の前六月以内に連続板厚測定方法を用いて測定された板

する保安のための措置を講じている旨を記載した別記様式第二十六の二、別記様式第二十六の三又は別記様式第二十六の四の申請書を市町村長等に提出しなければならない。

の厚さを減じて得た値を前々回の保安検査の日から前回の保安検査の日までの期間の年数で除して得たものうち、それぞれ最大のものとする。

2 液体危険物タンクの内部にコーティングが講じられていない場合における令第八条の四第二項第一号口に規定する液体危険物タンクの底部の板の厚さの一年当たりの腐食による減少量は、底板及びアニユラ板について、前項で算出した値並びに液体危険物タンクの底部の板のうち内面の腐食が生じている箇所及び外面の腐食と内面の腐食がいずれも生じている箇所において当該箇所の前々回の保安検査における板の厚さから前回の保安検査における板の厚さを減じて得た値を前々回の保安検査の日から前回の保安検査の日までの期間の年数で除して得たものうち、それぞれ最大のものとする。

第六十二条の二の六 令第八条の四第二項第一号口の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 前条第一項で算出される液体危険物タンクの底部の板の厚さの一年当たりの腐食による減少量が〇・二ミリメートル以下であること。

二 液体危険物タンクの内部にコーティングが講じられていない場合にあつては、前条第二項で算出される液体危険物タンクの底部の板の厚さの一年当たりの腐食による減少量のうち内面の腐食を生じている箇所における減少量及び前々回の保安検査の当該減少量がいずれも〇・一ミリメートル以下であること。

第六十二条の二の七 (略)

第六十二条の二の八 (略)

第六十二条の二の九 (略)

第六十二条の五 引火点を有する液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外

第六十二条の二の四 (略)

第六十二条の二の五 (略)

第六十二条の二の六 (略)

第六十二条の五 引火点を有する液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外

タンク貯蔵所及び海上タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)で容量が千キロリットル以上一万キロリットル未満のものに係る定期点検は、前条の規定によるほか、令第八条第三項の完成検査済証(法第十一条第一項前段の規定による設置の許可に係るものに限る。)の交付を受けた日若しくは直近において当該屋外貯蔵タンクの内
部を点検(以下「内部点検」という。)した日又は法第十四条の第三第二項の保安に関する検査を受けた日から十三年(当該屋外貯蔵タンクに第六十二条の二の第一項第一号及び第二号に規定する保安のための措置が講じられており、あらかじめ、その旨を市町村長等に届け出た場合には十五年)を超えない日までの間に一回以上当該屋外貯蔵タンクの内
部点検を行わなければならない。ただし、当該期間内に内部点検を行うことが困難な場合において、その旨を市町村長等に届け出たときは、二年に限り、当該期間を延長することができる。

2
4 (略)

タンク貯蔵所及び海上タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)で容量が千キロリットル以上一万キロリットル未満のものに係る定期点検は、前条の規定によるほか、令第八条第三項の完成検査済証(法第十一条第一項前段の規定による設置の許可に係るものに限る。)の交付を受けた日若しくは直近において当該屋外貯蔵タンクの内
部を点検(以下「内部点検」という。)した日又は法第十四条の第三第二項の保安に関する検査を受けた日から十三年(当該屋外貯蔵タンクに第六十二条の二の二に規定する保安のための措置が講じられており、あらかじめ、その旨を市町村長等に届け出た場合には十五年)を超えない日までの間に一回以上当該屋外貯蔵タンクの内
部点検を行わなければならない。ただし、当該期間内に内部点検を行うことが困難な場合において、その旨を市町村長等に届け出たときは、二年に限り、当該期間を延長することができる。

2
4 (略)

新

様式第26の2 (第62条の2の2第1項関係)

特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書 (タンクの腐食防止等の状況)

年 月 日						
申 請 者						
住 所		(電話)				
氏 名		印				
設 置 者	住 所	電 話				
氏 名						
設 置 場 所						
タンクの呼称 又は番号						
設置の許可申請 年 月 日	年 月 日					
設置の許可年月日 及び許可番号	年 月 日	第 号				
基準適合届出	新基準適合届出(年 月 日)・第一段階基準適合届出(年 月 日)					
貯 蔵 最 大 数 量	k l					
コーティング*	種 類	1 ガラスフレークコーティング 2 エポキシ系塗料 3 タールエポキシ系塗料 4 その他 ()				
	施 工 の 区 分	新規・中途・塗り替え (コーティング施工年月日 年 月 日)				
タンク底部 外面の腐食 防止措置*	外 面 防 食 措 置	アスファルトサンド・電気防食・その他 ()				
	雨 水 浸 入 防 止 措 置	適 ・ 否				
板 厚 *	アニ ユラ 板厚	設 計 板 厚	mm	底 板	設 計 板 厚	mm
		最 小 測 定 板 厚 平 均 値	mm	板 厚	最 小 測 定 板 厚 平 均 値	mm
	測 定 板 厚 最 小 値		mm	測 定 板 厚 最 小 値		mm
	補 修 の 適 否		適 ・ 否	補 修 の 適 否		適 ・ 否
補 修 ・ 変 形 *	有 害 な 変 形 の 有 無		有 ・ 無	有 害 な 変 形 の 有 無		有 ・ 無
	不 等 沈 下 *		最大値のタンク直径に対する割合			
支 持 力 ・ 沈 下 *		平均沈下量 mm/年				
維 持 管 理 体 制	過去3年間の特定屋外貯蔵タンクの維持管理に起因する事故の発生		有 ・ 無			
	過去3年間の消防法第12条第2項に基づく措置命令		有 ・ 無			
	消防法第14条の2、第14条の3及び第14条の3の2の規定に関する違反		有 ・ 無			
	保安作業従事者に対する適切な教育訓練*		適 ・ 否			
	保安のための適切な巡視、点検*		適 ・ 否			
※ 支 付 欄		※ 備 考				

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3 *印の欄に関しては、必要に応じて図面、資料等を添付すること。
4 ※印の欄は記入しないこと。

旧

様式第26の2 (第62条の2の2関係)

特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書 (タンクの腐食防止等の状況)

年 月 日						
申 請 者						
住 所		(電話)				
氏 名		印				
設 置 者	住 所	電 話				
氏 名						
設 置 場 所						
タンクの呼称 又は番号						
設置の許可申請 年 月 日	年 月 日					
設置の許可年月日 及び許可番号	年 月 日	第 号				
基準適合届出	新基準適合届出(年 月 日)・第一段階基準適合届出(年 月 日)					
貯 蔵 最 大 数 量	k l					
コーティング*	種 類	1 ガラスフレークコーティング 2 ガラス繊維強化プラスチックライニング 3 エポキシ系塗料 4 タールエポキシ系塗料 5 その他 ()				
	施 工 の 区 分	新規・中途・塗り替え (コーティング施工年月日 年 月 日)				
タンク底部・外面の 腐食防止措置*	外 面 防 食 措 置	アスファルトサンド・電気防食・その他 ()				
	雨 水 浸 入 防 止 措 置	適 ・ 否				
板 厚 *	アニ ユラ 板厚	設 計 板 厚	mm	底 板	設 計 板 厚	mm
		最 小 測 定 板 厚 平 均 値	mm	板 厚	最 小 測 定 板 厚 平 均 値	mm
	測 定 板 厚 最 小 値		mm	測 定 板 厚 最 小 値		mm
	補 修 の 適 否		適 ・ 否	補 修 の 適 否		適 ・ 否
補 修 ・ 変 形 *	有 害 な 変 形 の 有 無		有 ・ 無	有 害 な 変 形 の 有 無		有 ・ 無
	不 等 沈 下 *		最大値のタンク直径に対する割合			
支 持 力 ・ 沈 下 *		平均沈下量 mm/年				
維 持 管 理 体 制	過去3年間の特定屋外貯蔵タンクの維持管理に起因する事故の発生		有 ・ 無			
	過去3年間の消防法第12条第2項に基づく措置命令		有 ・ 無			
	消防法第14条の2、第14条の3及び第14条の3の2の規定に関する違反		有 ・ 無			
	保安作業従事者に対する適切な教育訓練*		適 ・ 否			
	保安のための適切な巡視、点検*		適 ・ 否			
※ 支 付 欄		※ 備 考				

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3 *印の欄に関しては、必要に応じて図面、資料等を添付すること。
4 ※印の欄は記入しないこと。

様式第 26 の 3 (第 62 条の 2 の 2 第 1 項関係)

特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書 (危険物の貯蔵管理等の状況)

年 月 日			
申請者 住所 (電話) 氏名			
設置者	住所 氏名	電話	
設置場所			
タンクの呼称 又は番号			
設置の許可申請 年 月 日			
設置の許可年月日 及び許可番号			
基準適合届出 新基準適合届出 (年 月 日) ・ 第一段階基準適合届出 (年 月 日)			
貯蔵危険物の類、品名、化学名 第 類			
貯蔵最大数量 kg			
水等の管理 屋根形式 (固定屋根・固定屋根以外) ・ 水等成分管理の実施* (有・無)			
貯蔵危険物の腐食性 有 ・ 無			
貯蔵条件 油種、管理温度、不活性ガス封入等腐食の発生に著しい影響を及ぼす貯蔵条件の変更の予定 有 ・ 無			
タンクの腐食率*	アニュラ板	設計板厚 mm	設計板厚 mm
		検査時最小板厚 mm	検査時最小板厚 mm
		最小板厚 mm	最小板厚 mm
		腐食率が最大となる板の経過年数 年	腐食率が最大となる板の経過年数 年
		腐食率 $mm/年$	腐食率 $mm/年$
タンク底部外面の外面防食措置 アスファルトサンド・電気防食・その他 ()		腐食防止措置* 雨水侵入防止措置 適 ・ 否	
次期開放時期 次期開放予定時期 年 月		板厚推定値 アニュラ板の板厚推定値 mm 底板の板厚推定値 mm	
補修・補修の適否 適 ・ 否		補修* 有害な変形の有無 有 ・ 無	
不 等 沈 下* 最大値のタンク直径に対する割合			
支 持 力 ・ 沈 下* 平均沈下量 $mm/年$			
維持管理体制		過去3年間の特定屋外貯蔵タンクの維持管理に起因する事故の発生 有 ・ 無	
過去3年間の消防法第12条第2項に基づく措置命令		有 ・ 無	
消防法第14条の2、第14条の3及び第14条の3の2の規定に関する違反		有 ・ 無	
保安作業従業者に対する適切な教育訓練*		適 ・ 否	
保安のための適切な監視、点検*		適 ・ 否	
※受付欄		※備考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 *印の欄に関しては、必要に応じ図面、資料等を添付すること。
 4 ※印の欄は記入しないこと。

様式第 26 の 3 (第 62 条の 2 の 2 関係)

特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書 (危険物の貯蔵管理等の状況)

年 月 日			
申請者 住所 (電話) 氏名			
設置者	住所 氏名	電話	
設置場所			
タンクの呼称 又は番号			
設置の許可申請 年 月 日			
設置の許可年月日 及び許可番号			
基準適合届出 新基準適合届出 (年 月 日) ・ 第一段階基準適合届出 (年 月 日)			
貯蔵危険物の類、品名、化学名 第 類			
貯蔵最大数量 kg			
水等の管理 屋根形式 (固定屋根・固定屋根以外) ・ 水等成分管理の実施* (有・無)			
貯蔵危険物の腐食性 有 ・ 無			
貯蔵条件 油種、管理温度、不活性ガス封入等腐食の発生に著しい影響を及ぼす貯蔵条件の変更の予定 有 ・ 無			
タンクの腐食率*	アニュラ板	設計板厚 mm	設計板厚 mm
		検査時最小板厚 mm	検査時最小板厚 mm
		最小板厚 mm	最小板厚 mm
		腐食率が最大となる板の経過年数 年	腐食率が最大となる板の経過年数 年
		腐食率 $mm/年$	腐食率 $mm/年$
タンク底部外面の外面防食措置 アスファルトサンド・電気防食・その他 ()		腐食防止措置* 雨水侵入防止措置 適 ・ 否	
次期開放時期 次期開放予定時期 年 月		板厚推定値 アニュラ板の板厚推定値 mm 底板の板厚推定値 mm	
補修・補修の適否 適 ・ 否		補修* 有害な変形の有無 有 ・ 無	
不 等 沈 下* 最大値のタンク直径に対する割合			
支 持 力 ・ 沈 下* 平均沈下量 $mm/年$			
維持管理体制		過去3年間の特定屋外貯蔵タンクの維持管理に起因する事故の発生 有 ・ 無	
過去3年間の消防法第12条第2項に基づく措置命令		有 ・ 無	
消防法第14条の2、第14条の3及び第14条の3の2の規定に関する違反		有 ・ 無	
保安作業従業者に対する適切な教育訓練*		適 ・ 否	
保安のための適切な監視、点検*		適 ・ 否	
※受付欄		※備考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 *印の欄に関しては、必要に応じ図面、資料等を添付すること。
 4 ※印の欄は記入しないこと。

様式第26の4 (第62条の2の2第1項関係)
特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書 (タンクの腐食量に係る管理等の状況)

年 月 日 申 請 者 住 所 氏 名 (電話)		
設 置 者 氏 名	電 話	
設 置 場 所 タンクの呼称又は は 号		
設 置 の 許 可 申 請 日	年 月 日	
設 置 の 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号	
基 準 適 合 届 出	新基準適合届出(年 月 日)・第一段階基準適合届出(年 月 日)	
貯 蔵 危 険 物 の 類、品名、化学名 第 類		
貯 蔵 最 大 数 量	kg	
水 等 の 管 理	屋根形式(固定屋根・固定屋根以外)・水等成分管理の実施*(有・無)	
貯 蔵 危 険 物 の 腐 食 性	有・無	
次 期 開 放 時 期	次 期 開 放 予 定 時 期 年 月	
板 厚 推 定 値	アニメラ板の板厚推定値 mm 底板の板厚推定値 mm	
貯 蔵 条 件	油膜、管理温度、不活性ガス封入等腐食の発生に著しい影響を及ぼす貯蔵条件の変更の予定 有・無	
タンクの腐食率	設計板厚 mm	設計板厚 mm
	検査時最小板厚 mm	検査時最小板厚 mm
	最小板厚 mm	底板 最小板厚 mm
	腐食率が最大となる板の経過年数 年	腐食率が最大となる板の経過年数 年
	腐 食 率 mm/年	腐 食 率 mm/年
板 厚 予 測 値	mm	
コーティング*	種 類	1 ガラスブレイクコーティング 2 その他()
	施 工 の 区 分	新規・中地・張り替え (コーティング施工年月日 年 月 日)
加 温 貯 蔵 の 有 無	有・無	
基礎内部の排水措置の状況		
タンク周囲の防食措置* 防食防止措置*	外 面 防 食 措 置 アスファルトサンド・電気防食・その他() 雨 水 浸 入 防 止 措 置 適 否	
補 修 形 状 *	補 修 の 適 否 適 否 有 害 な 変 形 の 有 無 有 無	
不 等 沈 下 *	最大値のタンク直径に対する割合 平均沈下量 mm/年	
維 持 管 理 体 制	過去3年間の特定屋外貯蔵タンクの維持管理に起因する事故の発生 有・無 過去3年間の消防法第12条第2項に基づく措置命令 有・無 消防法第14条の2、第14条の3及び第14条の3の2の規定に関する違反 有・無 保安作業従事者に対する適切な教育訓練* 適 否 保安のための適切な巡回、点検* 適 否	
受 付 欄	備 考	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
3 本目の欄に記入した、必要に応じて図面、資料等を添付すること。
4 本目の欄は、記入しないこと。

様式第26の4 (第62条の2の2第1項関係)
特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書 (タンクの腐食量に係る管理等の状況)

年 月 日 申 請 者 住 所 氏 名 (電話)		
設 置 者 氏 名	電 話	
設 置 場 所 タンクの呼称又は は 号		
設 置 の 許 可 申 請 日	年 月 日	
設 置 の 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号	
基 準 適 合 届 出	新基準適合届出(年 月 日)・第一段階基準適合届出(年 月 日)	
貯 蔵 危 険 物 の 類、品名、化学名 第 類		
貯 蔵 最 大 数 量	kg	
水 等 の 管 理	屋根形式(固定屋根・固定屋根以外)・水等成分管理の実施*(有・無)	
貯 蔵 危 険 物 の 腐 食 性	有・無	
次 期 開 放 時 期	次 期 開 放 予 定 時 期 年 月	
板 厚 推 定 値	アニメラ板の板厚推定値 mm 底板の板厚推定値 mm	
貯 蔵 条 件	油膜、管理温度、不活性ガス封入等腐食の発生に著しい影響を及ぼす貯蔵条件の変更の予定 有・無	
タンクの腐食率	設計板厚 mm	設計板厚 mm
	検査時最小板厚 mm	検査時最小板厚 mm
	最小板厚 mm	底板 最小板厚 mm
	腐食率が最大となる板の経過年数 年	腐食率が最大となる板の経過年数 年
	腐 食 率 mm/年	腐 食 率 mm/年
板 厚 予 測 値	mm	
コーティング*	種 類	1 ガラスブレイクコーティング 2 ガラス繊維強化プラスチックライニング 3 その他()
	施 工 の 区 分	新規・中地・張り替え (コーティング施工年月日 年 月 日)
加 温 貯 蔵 の 有 無	有・無	
基礎内部の排水措置の状況		
タンク周囲の防食措置* 腐食防止措置*	外 面 防 食 措 置 アスファルトサンド・電気防食・その他() 雨 水 浸 入 防 止 措 置 適 否	
補 修 形 状 *	補 修 の 適 否 適 否 有 害 な 変 形 の 有 無 有 無	
不 等 沈 下 *	最大値のタンク直径に対する割合 平均沈下量 mm/年	
維 持 管 理 体 制	過去3年間の特定屋外貯蔵タンクの維持管理に起因する事故の発生 有・無 過去3年間の消防法第12条第2項に基づく措置命令 有・無 消防法第14条の2、第14条の3及び第14条の3の2の規定に関する違反 有・無 保安作業従事者に対する適切な教育訓練* 適 否 保安のための適切な巡回、点検* 適 否	
受 付 欄	備 考	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
3 本目の欄に記入した、必要に応じて図面、資料等を添付すること。
4 本目の欄は、記入しないこと。

様式第2605 (第62条の2の2第2項関係)

特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書【コーティング有】

設 置 者 注 所 (電話)		年 月 日	
氏 名		印	
設 置 者 住 所	電 話		
氏 名			
設 置 場 所			
タンクの呼称 又は番号			
設置の許可申請日	年 月 日		
設置の許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号		
基準適合届出	新基準適合届出(年 月 日)・第一段階基準適合届出(年 月 日)		
貯蔵危険物の類、品名、化学名	第 類		
貯蔵最大数量	t		
底部外面の腐食の発生に 影響を及ぼす変更の予定	基礎	有・無	
	構造(底部の板の張り替え等)	有・無	
コーティング*	種 類	1 ガラスフレークコーティング 2 その他()	
	施工の区分	新規・中途・塗り替え (コーティング施工年月日 年 月 日)	
タンクの腐食量*	前々回保安検査日	年 月 日	連続 検査 有・無
	前回保安検査日	年 月 日	連続 検査 有・無
ア ニ ユ ウ 板	1年当たりの 板厚減少量	mm/年	1年当たりの 板厚減少量
	前回保安検査時 最小板厚	mm	前回保安検査時 最小板厚
mm		mm	
上記からの算出期間	年		
算出期間又は15年のうち短い方	年		
加温貯蔵の有無	有・無		
タンク外部面の 腐食防止措置*	外面防食措置	アスファルトサンド・電気防食・その他()	
	雨水浸入防止措置	有(通・否)・無	
補 修 変 形 *	補修の適否	適・否	
	有害な変形の有無	有・無	
不 等 沈 下 *	最大値のタンク直径に対する割合		
支 持 力 ・ 沈 下 *	平均沈下量 mm/年		
維 持 管 理 体 制	過去3年間の特定屋外貯蔵タンクの維持管理に起因する事故の発生	有・無	
	過去3年間の消防法第12条第2項に基づく措置命令	有・無	
	消防法第14条の2、第14条の3及び第14条の3の2の規定に関する違反	有・無	
	保安作業従事者に対する適切な教育訓練*	適・否	
	保安のための適切な監視、点検*	適・否	
※ 交付欄 備 考			

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
3 *印の欄に於ては、必要に応じ図面、資料等を添付すること。
4 *印の欄は、記入しないこと。

様式第26の6 (第 62 条の2の2第2項関係)
 特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書 (コーティング無)

年 月 日 申 請 者 住 所 (電話) 氏 名								
貯蔵者	住所 氏 名							
設置場所	電話							
タンクの呼称 又は番								
設置の許可申請 年 月 日	年 月 日							
設置の許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号							
基準適合届出	新基準適合届出(年 月 日)・第一段階基準適合届出(年 月 日)							
貯蔵危険物の類、品名、化学名	第 類							
貯蔵最大数量	kg							
貯蔵条件	油類、管理温度、不活性ガス封入等腐食の発生に著しい影響を及ぼす貯蔵条件の変更の有無 過去におけるコーティングの有無*							
底部外面の腐食の発生に 影響を及ぼす変更の有無	基礎 構造(底部の板の張り替え等)							
水等の管理	屋根形式(固定屋根・固定屋根以外)・水等成分管理の実施*(有・無)							
タンクの腐食量*	前々回保安検査日	年 月 日	連続 検査 判定	有・無	連 続 検査 判定日	年 月 日		
	前回保安検査日	年 月 日	有・無			年 月 日		
	ア ニ ユ ラ 板	1年当たりの 板厚減少量 (内面については 直近過去2回)	内面(前々回)	mm/年	底 板	1年当たりの 板厚減少量 (内面については 直近過去2回)	内面(前々回)	mm/年
			内面(前回)	mm/年			内面(前回)	mm/年
		外内面両箇所(前回)	mm/年			外内面両箇所(前回)	mm/年	
	前回保安検査時 最小板厚	mm			前回保安検査時 最小板厚	mm		
上記からの算出期間		年						
算出期間又は15年のうち短い期間		年						
加温貯蔵の有無		有 ・ 無						
タンク貯蔵所の 腐食防止措置*	外面防食措置	アスファルトサンド・電気防食・その他()						
	雨水浸入防止措置	有(適・否) ・ 無						
補修・ 変形*	補修の適否	適 ・ 否						
	有害な変形の有無	有 ・ 無						
不 沈 下 *		最大径のタンク直径に対する割合						
支 持 力 ・ 沈 下 *		平均沈下量 mm/年						
維持管理 体制	過去3年間の特定屋外貯蔵タンクの維持管理に起因する事故の発生					有 ・ 無		
	過去3年間の消防法第12条第2項に基づく措置命令					有 ・ 無		
	消防法第14条の2、第14条の3及び第14条の3の2の規定に関する違反					有 ・ 無		
	保安作業従事者に対する適切な教育訓練*					適 ・ 否		
保安のための適切な監視、点検*					適 ・ 否			
※ 受付欄		備 考						

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
 3 封印の欄に関しては、必要に応じて図面、資料等を添付すること。
 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 33 (第 62 条の 5 関係)

特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出書 (タンクの腐食防止等の状況)

設 置 者		住 所		電 話	
氏 名		氏 名		(電 話)	
住 所		住 所		(電 話)	
氏 名		氏 名		氏 名	
設 置 場 所					
タンクの呼称又は番号					
設置の許可申請年月日					
年 月 日					
設置の許可年月日及び許可番号					
年 月 日 第 号					
新基準適合年月日					
年 月 日					
貯 蔵 最 大 数 量				k l	
コーティング*	種 類	1 ガラスフレークコーティング 2 エポキシ系塗装 3 タールエポキシ系塗装 4 その他 ()			
タンク底部・外面の腐食防止措置*	外面防食措置	アスファルトサンド・電気防食・その他 ()			
	雨水浸入防止措置	適 ・ 否			
板 厚*	側板	設計板厚	mm	底板	設計板厚
	直下	最小測定板厚平均値	mm	直下	最小測定板厚平均値
	底板	測定板厚最小値	mm	底板	測定板厚最小値
	底板	測定板厚最小値	mm	底板	測定板厚最小値
補 修 ・ 変 形*	補 修 の 適 否	適 ・ 否			
	有害な変形の有無	有 ・ 無			
不 等 沈 下*		最大値のタンク直径に対する割合			
支 持 力 ・ 沈 下*		平均沈下量 mm/年			
維 持 管 理 体 制	過去3年間の特定屋外貯蔵タンクの維持管理に起因する事故の発生				
	有 ・ 無				
	過去3年間の消防法第12条第2項に基づく措置命令				
	有 ・ 無				
	消防法第14条の2、第14条の3及び第14条の3の2の規定に関する違反				
有 ・ 無					
保安作業従事者に対する適切な教育訓練*					
適 ・ 否					
保安のための適切な点検*					
適 ・ 否					
※ 受 付 欄			※ 備 考		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。

3 *印の欄に関しては、必要に応じ図面、資料等を添付すること。

4 ※印の欄は記入しないこと。

様式第 33 (第 62 条の 5 関係)

特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出書 (タンクの腐食防止等の状況)

設 置 者		住 所		電 話	
氏 名		氏 名		(電 話)	
住 所		住 所		(電 話)	
氏 名		氏 名		氏 名	
設 置 場 所					
タンクの呼称又は番号					
設置の許可申請年月日					
年 月 日					
設置の許可年月日及び許可番号					
年 月 日 第 号					
新基準適合年月日					
年 月 日					
貯 蔵 最 大 数 量				k l	
コーティング*	種 類	1 ガラスフレークコーティング 2 ガラス繊維強化プラスチックライニング 3 エポキシ系塗装 4 タールエポキシ系塗装 5 その他 ()			
	コーティング管理技術者氏名				
タンク底部・外面の腐食防止措置*	外面防食措置	アスファルトサンド・電気防食・その他 ()			
	雨水浸入防止措置	適 ・ 否			
板 厚*	側板	設計板厚	mm	底板	設計板厚
	直下	最小測定板厚平均値	mm	直下	最小測定板厚平均値
	底板	測定板厚最小値	mm	底板	測定板厚最小値
	底板	測定板厚最小値	mm	底板	測定板厚最小値
補 修 ・ 変 形*	補 修 の 適 否	適 ・ 否			
	有害な変形の有無	有 ・ 無			
不 等 沈 下*		最大値のタンク直径に対する割合			
支 持 力 ・ 沈 下*		平均沈下量 mm/年			
維 持 管 理 体 制	過去3年間の特定屋外貯蔵タンクの維持管理に起因する事故の発生				
	有 ・ 無				
	過去3年間の消防法第12条第2項に基づく措置命令				
	有 ・ 無				
	消防法第14条の2、第14条の3及び第14条の3の2の規定に関する違反				
有 ・ 無					
保安作業従事者に対する適切な教育訓練*					
適 ・ 否					
保安のための適切な点検*					
適 ・ 否					
※ 受 付 欄			※ 備 考		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。

3 *印の欄に関しては、必要に応じ図面、資料等を添付すること。

4 ※印の欄は記入しないこと。

新	旧
<p>附則 （第二段階基準の特定屋外タンク貯蔵所の保安のための措置及び市町村長等が定める期間）</p> <p>第二条 危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（平成六年政令第二百十四号。以下「二一四号改正政令」という。）附則第三項に定める第二段階基準の特定屋外タンク貯蔵所（次条において「第二段階基準の特定屋外タンク貯蔵所」という。）に係る改正後の危険物の規制に関する規則（以下「新規則」という。）第六十二条の二の二第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「告示で定めるコーティング」とあるのは「コーティング（告示で定めるコーティング、エポキシ系塗装又はタールエポキシ系塗装に限る。）」とする。</p> <p>第三条 第二段階基準の特定屋外タンク貯蔵所に係る新規則第六十二条の二の三第一項第一号の規定の適用については、新規則第六十二条の二の二第一項第一号に該当する場合は十年（前条の規定によるエポキシ系塗装又はタールエポキシ系塗装によるコーティングの場合は八年）、新規則第六十二条の二の二第一項第二号に該当する場合は九年とする。</p>	<p>附則 （第二段階基準の特定屋外タンク貯蔵所の保安のための措置及び市町村長等が定める期間）</p> <p>第二条 危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（平成六年政令第二百十四号。以下「二一四号改正政令」という。）附則第三項に定める第二段階基準の特定屋外タンク貯蔵所（次条において「第二段階基準の特定屋外タンク貯蔵所」という。）に係る改正後の危険物の規制に関する規則（以下「新規則」という。）第六十二条の二の二の規定の適用については、同条第一号イ中「コーティング（ガラスフレックコーティング又はガラス繊維強化プラスチックライニングに限る。）」とあるのは「コーティング（ガラスフレックコーティング、ガラス繊維強化プラスチックライニング、エポキシ系塗装又はタールエポキシ系塗装に限る。）」とする。</p> <p>第三条 第二段階基準の特定屋外タンク貯蔵所に係る新規則第六十二条の二の三第一項第一号の規定の適用については、新規則第六十二条の二の二第一項第一号に該当する場合は十年（前条の規定によるエポキシ系塗装又はタールエポキシ系塗装によるコーティングの場合は八年）、新規則第六十二条の二の二第一項第二号に該当する場合は九年とする。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十号。以下「五十二年政令」という。）の施行の際、現に消防法第十一条第一項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がされていた特定屋外タンク貯蔵所のうち、この省令の施行の際現にその構造及び設備が危険物の規制に関する政令第十一条第一項第三号の二及び第四号に定める技術上の基準に適合しないもの（以下「旧基準の特定屋外タンク貯蔵所」という。）で、五十二年政令附則第三項各号に掲げる基準の全てに適合するもの（以下「新基準の特定屋外タンク貯蔵所」という。）について、この省令による改正後の危険物の規制に関する規則（以下「新規則」という。）第六十二条の五第一項の規定の適用については、同条中「十三年」とあるのは、「十二年」と、「（当該屋外貯蔵タンクに第六十二条の二の二第一項に規定する保安のための措置が講じられており、あらかじめ、その旨を市町村長等に届け出た場合には十五年）」とあるのは、「（当該屋外貯蔵タンクに第六十二条の二の二第一項に規定する保安のための措置が講じられており、あらかじめ、その旨を市町村長等に届け出た場合（以下附則第三項において「二号措置」という。）にあつては十五年、第六十二条の二の二第一項第二号に規定する保安のための措置が講じられており、あらかじめ、その旨を市町村長等に届け出た場合（以下附則第三項において「二号措置」という。）にあ</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十号。以下「五十二年政令」という。）の施行の際、現に消防法第十一条第一項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がされていた特定屋外タンク貯蔵所のうち、この省令の施行の際現にその構造及び設備が危険物の規制に関する政令第十一条第一項第三号の二及び第四号に定める技術上の基準に適合しないもの（以下「旧基準の特定屋外タンク貯蔵所」という。）で、五十二年政令附則第三項各号に掲げる基準のすべてに適合するもの（以下「新基準の特定屋外タンク貯蔵所」という。）について、この省令による改正後の危険物の規制に関する規則（以下「新規則」という。）第六十二条の五第一項の規定の適用については、同条中「十三年」とあるのは、「十二年」と、「（当該屋外貯蔵タンクに第六十二条の二の二第一項に規定する保安のための措置が講じられており、あらかじめ、その旨を市町村長等に届け出た場合には十五年）」とあるのは、「（当該屋外貯蔵タンクに第六十二条の二の二第一項に規定する保安のための措置が講じられており、あらかじめ、その旨を市町村長等に届け出た場合（以下附則第三項において「二号措置」という。）にあつては十五年、第六十二条の二の二第一項第二号に規定する保安のための措置が講じられており、あらかじめ、その旨を市町村長等に届け出た場合（以下附則第三項において「二号措置」という。）にあ</p>

つては十四年、第六十二条の二の二第一項第一号（イを除く。）に規定する保安のための措置及び特定屋外貯蔵タンクの内部の腐食を防止するためのコーティング（エポキシ系塗装又はタールエポキシ系塗装に限る。）が講じられており、あらかじめ、その旨を市町村長等に届け出た場合（以下附則第三項において「特例措置」という。）にあつては十三年）と読み替えるものとする。

つては十四年、第六十二条の二の二第一号（イを除く。）に規定する保安のための措置及び特定屋外貯蔵タンクの内部の腐食を防止するためのコーティング（エポキシ系塗装又はタールエポキシ系塗装に限る。）が講じられており、あらかじめ、その旨を市町村長等に届け出た場合（以下附則第三項において「特例措置」という。）にあつては十三年）と読み替えるものとする。

総務省告示第四十八号

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第五号）の施行に伴い、並びに危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第六十二条の二の二第一項第一号イ及び第三号ニ並びに同条第二項第二号、第六十二条の二の三第一項第二号並びに第六十二条の二の四第一項の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年二月二十三日

総務大臣 片山 善博

第六十九条の次に次の四条を加える。

（特定屋外貯蔵タンクの内部の腐食を防止するためのコーティング）

第六十九条の二 規則第六十二条の二の二第一項第一号イ及び第三号ニ並びに同条第二項第二号の告示で定めるコーティング（次項から第六項までにおいて単に「コーティング」という。）は、ビニルエステル樹脂を用いたガラスフレークコーティングであつて、一定の品質を有するものとする。

2 コーティングは、特定屋外貯蔵タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物に対して耐久性を有するものとする。

3 危険物を加温貯蔵する特定屋外貯蔵タンクにあつては、ノボラック系ビニルエステル樹脂を用いたコー

テイニングを講じることとする。

4 コーティングの厚さは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める厚さ以上とするものとする。

一 危険物を加温貯蔵する場合 五百マイクロメートル

二 危険物を加温貯蔵しない場合 四百マイクロメートル

5 コーティングは、特定屋外貯蔵タンクの底板及びアニュラ板の内面並びに側板の内面のうち腐食するおそれが高い箇所を講じることとする。

6 コーティングは、適切に施工及び維持管理されなければならない。

(貯蔵条件の変更を行わない期間)

第六十九条の三 規則第六十二条の二の二第二項第二号の告示で定める期間は、直近において行われた消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。）第十四条の三第一項又は第二項の規定による保安に関する検査（以下「前回の保安検査」という。）の直近において行われた同条第一項又は第二項の規定による保安に関する検査（以下「前々回の保安検査」という。）を受けた日から前回の保安検査を受けた日までの間及び前々回の保安検査の直近において行われた法第十一条第五項の規定による完成検査（同条第一項前段の規定による設置の許可に係るものに限る。）又は法第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による保安に関する検査を受けた日から前々回の保安検査を受けた日までの間とする。

(底板等の厚さから減ずる値)

第六十九条の四 規則第六十二条の二の三第一項第二号の告示で定める値は、第四条の十七第二号及び第四号に規定する最小厚さから三ミリメートルを減じた値とする。

(連続板厚測定方法に用いる装置)

第六十九条の五 規則第六十二条の二の四第一項の告示で定める測定装置は、次に掲げる方法を用いた連続板厚測定装置とする。

- 一 超音波探傷法
- 二 渦流探傷法
- 三 漏えい磁束探傷法

附 則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件新旧対照条文

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
<p>（特定屋外貯蔵タンクの内部の腐食を防止するためのコーティング）</p> <p>第六十九条の二 規則第六十二条の二の二第一項第一号イ及び第三号ニ並びに同条第二項第二号の告示で定めるコーティング（次項から第六項までにおいて単に「コーティング」という。）は、ビニルエステル樹脂を用いたガラスフレイクコーティングであつて、一定の品質を有するものとする。</p> <p>2 コーティングは、特定屋外貯蔵タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物に対して耐久性を有するものとする。</p> <p>3 危険物を加温貯蔵する特定屋外貯蔵タンクにあつては、ノボラック系ビニルエステル樹脂を用いたコーティングを講じることとする。</p> <p>4 コーティングの厚さは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める厚さ以上とするものとする。</p> <p>一 危険物を加温貯蔵する場合 五百マイクロメートル</p> <p>二 危険物を加温貯蔵しない場合 四百マイクロメートル</p> <p>5 コーティングは、特定屋外貯蔵タンクの底板及びビニル板の内面並びに側板の内面のうち腐食するおそれが高い箇所を講じることとする。</p> <p>6 コーティングは、適切に施工及び維持管理されなければ</p>	

ばならない。

(貯蔵条件の変更を行わない期間)

第六十九条の三 規則第六十二条の二の二第二項第二号の告示で定める期間は、直近において行われた消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。）第十四条の三第一項又は第二項の規定による保安に関する検査（以下「前回の保安検査」という。）の直近において行われた同条第一項又は第二項の規定による保安に関する検査（以下「前々回の保安検査」という。）を受けた日から前回の保安検査を受けた日までの間及び前々回の保安検査の直近において行われた法第十一条第五項の規定による完成検査（同条第一項前段の規定による設置の許可に係るものに限る。）又は法第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による保安に関する検査を受けた日から前々回の保安検査を受けた日までの間とする。

(底板等の厚さから減ずる値)

第六十九条の四 規則第六十二条の二の三第一項第二号の告示で定める値は、第四条の十七第二号及び第四号に規定する最小厚さから三ミリメートルを減じた値とする。

(連続板厚測定方法に用いる装置)

第六十九条の五 規則第六十二条の二の四第一項の告示で定める測定装置は、次に掲げる方法を用いた連続板厚測定装置とする。

一 超音波探傷法

二 渦流探傷法

三 漏えい磁束探傷法